

令和4年3月11日

木村情報技術株式会社
代表取締役 木村 隆夫 殿

九州経済産業局長 後藤 雄三



事業継続力強化計画に係る認定について

令和4年2月15日付けをもって別添書類により申請のあった事業継続力強化計画については、中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき認定する。